

入 札 公 告

福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規程により公告する。

令和7年9月3日

福島県教育センター所長 吉川 武彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステム一式(搬入、設置、導入、調整、機器保守、撤去等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年2月1日 から 令和13年1月31日 まで
- (4) 納入場所 福島県教育センター(福島県福島市瀬上町字五月田 16 番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告の日から過去3年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る機器保守、修理、ソフトウェアサポート等を借入期間中に確実に履行できる者であること。
- (7) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年9月19日(金) 午後5時必着

(2) 提出場所

〒960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田 16 番地
福島県教育センター総務管理部総務管理チーム
電 話 024-553-3141
F A X 024-554-1588
電子メール kyouiku.center@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の(2)に掲げる場所において、令和7年9月3日(水)から同年9月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

問い合わせ先は、3の(2)に掲げる場所に同じ。

5 入札及び開札の日時等

(1) 入札書の提出方法について 入札説明書による。

(2) 入札日時、場所

ア 入札日時 令和7年10月3日(金) 午後1時30分

イ 入札場所 福島県教育センター 本館 3階 132研修室

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) その他 郵便による入札書の提出は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。